



アメリカで銃規制は可能か

か も よしのり
賀茂 美則

●ルイジアナ州立大学社会学部 名誉教授

アメリカ合衆国憲法修正第2条

「規律ある民兵は自由な国家に必要であるから、人民が武器を保持し携帯する権利は奪われない」

アメリカで銃による死者数が止まらない。2023年、銃による死者数は、約1,400人のティーンエージャーと300人近い子どもを含む約43,000人であり、自動車による交通事故死者数とほぼ同数だ。その半数強は自殺によるものだが、銃がなければ簡単に自殺できなかった人も多くいると思われる。残る19,000人のうち、約1,500人は銃の暴発、もしくは誤射で、また、46人の殉職警官を含む1,400人以上が警官との撃ち合いで亡くなっている。残りの約16,000人は殺人事件の犠牲者である。この数字でさえ、新型コロナの影響で、死者数が激増した2021年、2022年より少ないというのだからなんとも救いようがない。

何よりも耳目を集めるのは4人以上が撃たれた「乱射事件」であるが、この1年で、なんとその数は650件を超えている。2023年、最も凄惨な事件はメイン州のルイストンという町で10月に起きたもので、1秒間に3発の銃弾が飛び出す半自動式のライフル銃によってボウリング場とバーにいた客18人が死亡し、13人が負傷した。犯人は40歳の陸軍予備役だが、半年ほど前から精神病院に入院したり、警察と対峙したりしていた。事件の2日後に発見されたが、すでに自分の頭を銃で撃つ

て死亡した後であった。

乱射事件が毎日のようにあるという現実アメリカの社会に暗い影を落としている。12月6日、ネバダ大学ラスベガス校でこの大学で仕事をもらえなかった大学教授が3人を射殺、3人を負傷させたが、この現場はアメリカ史上最大、60人の犠牲者と800人以上の負傷者を出した2017年の乱射事件の現場から直線距離にして3 kmしか離れていない。この事件で教室に隠れて難を逃れた学生は「これで、教室に隠れるのは4回目だ。もううんざりだ」と話していた。この学生のケースは極端にしても、アメリカ人は日本で思われているより臆病だ。さらに悪いことには、慣れていない銃で自分の身を守ろうとする。前述のメイン州の事件の翌日、地元の銃器販売店ではそれまでの1ヶ月分に相当する売り上げがあり、客が列を作って並んだという。実際のところ、自宅に銃があると、他人よりも夫婦喧嘩や自殺で家族が撃たれる確率の方がはるかに高い、という調査結果もあるのだが。

さて、数多くの犠牲者を出した乱射事件や、注目された銃による事件がある度に銃規制の機運が盛り上がるのは皮肉だ。現在筆者が住むコロラド州で1999年に起きたコロンバイン高校乱射事件、2012年、コネチカット州で起きたサンディフック小学校銃乱射事件など、学校が絡み、子どもが犠牲者になった事件の後では特にその傾向が強く、

2018年のフロリダ州、マージョリー・ストーンマン・ダグラス高校での乱射事件では生き延びた高校生が運動を組織して話題となった。

こうした運動が法改正に結びつくことも多々ある。1992年、筆者がボランティア通訳として関わった「服部剛丈くんハローウィン射殺事件」のご両親らによる182万筆を超える「銃規制嘆願署名」の効果もあり、銃の登録制とバックグラウンドチェックを経ての購入許可制を骨子とした「ブレイディ法」が翌年に成立し、現在、各州に存在する銃規制法のお手本となった。過去に犯歴のある人や精神疾患を抱える人は銃を購入できない、また、購入許可が出るまで5日間の待機期間を置くというのはその例である。他にも、車のダッシュボードなどに銃を隠し持って良いかどうかなどが銃規制法の焦点となる。

上述した半自動式ライフルやピストルは銃規制運動における大きなターゲットである。ウィキペディアによれば、これまでに起こった乱射事件で犠牲者が10人を超えるものは31件だが、そのうちなんと30件で半自動式の銃が使われている。発射速度の早い銃が多数の犠牲者を出すのは当然であり、戦場でもない限り、こんな銃は必要ないはずだ。

さて、アメリカにおいては法律の多くが州ごとに異なっている。ある州では合法的な購入方法が隣の州では違法であったりするが、州ごとの銃犯罪率と法律の厳しさは反比例しているという研究報告が相次いでおり、銃規制が銃犯罪を減らすことは明らかである。

にもかかわらず、アメリカで銃規制が進んでいないのはなぜだろうか？よく言われる理由として、本稿の冒頭で引用した合衆国憲法修正第2条が挙げられる。しかし、である。条文をもう一度読んでいただきたい。読み方によって、銃の所持が認められているのは民兵となった人民に限るとも読めるのである。

実のところ、修正第2条は長年、アメリカ市民の銃所持とは無関係と考えられており、市民全体の銃所持を保証しているという現行の解釈は、2008年になって初めて最高裁で判断されたものだ。

日本と違い、アメリカの最高裁判事は民主党派対共和党派に分かれており、選挙の結果によっては、近い将来、この条文の解釈が元に戻る可能性も十分にあるのだ。

銃規制が進まないもう一つの理由は上述したようなアメリカの地方分権にある。上記の修正第2条の解釈のように連邦最高裁で決定されたもの以外、州は連邦の規制を受けない。勢い、主に南部の保守的な州で銃規制が進むことは滅多にない。逆に言えば、進歩的な州では独自の銃規制法が成立するのだが。

銃規制に関する世論も一枚岩ではない。去年の10月、ルイストンの事件の前に行われた調査では、56%が銃規制の強化を望み、緩和を望む12%を大きく引き離している。しかしながら、軍隊と警察以外にはハンドガンを禁止すべき、という意見に賛成する割合はわずかに27%であり、この割合はここ半世紀ほど低下してきた。銃があった方が家庭は安全になるという意見には64%が賛成し、実際に44%の家庭に銃が存在する。さらに、銃規制に関する意見は支持政党と大きな関連がある。民主党支持者と比べると、共和党支持者は圧倒的に銃規制に反対なのだ。

そして最後にNRA（全米ライフル協会）の影響力が挙げられる。全米に自称550万人の会員を持ち、年間予算は4億ドル（約600億円）の巨大組織は全ての銃規制法案に反対し、銃の製造メーカーと組み、連邦政府から地方自治体までくまなく議員に献金をする。一人一人に渡る金額は決して大きくはないが、アメリカ全土の議員を通じた影響力は甚大だ。

では、どうすればアメリカで銃規制が進むのだろうか。上述のようにデモなどの運動を通じて地方議会でその地方独自の法律を制定する努力は欠かせない。連邦最高裁判事は大統領によって指名されるということもあり、大統領や連邦上下院議員などの全国レベルの選挙が重要だ。今年の本末に行われる大統領選挙では共和党のトランプ優勢が伝えられるが、銃規制派は政権が共和党に渡らないよう、祈るような気持ちで選挙の行方を注視している。